

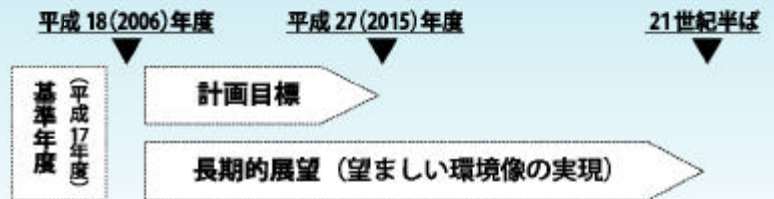
第1章 基本的考え方

1. 計画の目的

この第二次川越市環境基本計画（以下、「第二次計画」といいます。）は、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的とします。第一次計画の成果と課題を踏まえ、本市をとりまく環境や社会状況の変化などへの確に対応していきます。

2. 目標年度

目標年度は平成 27 年度としますが、地球環境問題など長期的視点が必要な分野もあるため、21 世紀半ばをも展望します。また、必要な場合には適宜見直しを行います。



3. 計画の位置付け

川越市良好な環境の保全に関する基本条例（平成 18 年条例第 36 号）に基づく計画であり、地方自治法に基づく第三次川越市総合計画を上位計画と位置付け、整合を図っています。また、市が定める個別計画に対して、環境の保全・創造の基本的な方向を示します。

また、市民、事業者及び民間団体に対しては、将来の望ましい環境像の実現に向けて、日常生活や事業活動における環境の保全・創造のための環境配慮行動計画などを別途策定します。

4. 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、各主体の行動が原動力となると同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え協力しあう「協働」の視点が大切です。

